

高橋（稔）委員

和解議案ということですが、これについて何点か確認させていただきたいと思  
います。

まず、本訴訟の主な争点、これを確認させていただくとともに、県と原告それ  
ぞれの主張について確認させてください。

学校支援課長

主要な争点としましては、顧問教諭の救護義務違反として、まずその顧問によ  
る過呼吸の判断が妥当であったかどうか、それからそれに基づいて行ったペーパ  
ーバッグ法という応急措置が適正であったかどうか、そして、事故の発生後の救  
急搬送はどうであったか、この 3 点の救護義務違反が問われております。

原告側では、過呼吸とは判断してございますが、顧問教諭は脱水症の疑いがあ  
るところを過呼吸と誤った判断をしたと主張しておりますが、本県としましては、  
原告生徒が発汗し、呼吸が荒いなど、過呼吸と認識し得る症状があったとして反  
論しております。

また、ペーパーバッグ法についても、原告側は、ビニール袋を用いた手法で呼  
吸困難に陥ったと主張しておりますが、本県としましては、当時ペーパーバッグ  
法についてビニール袋を用いることも一般に認められていたということで反論し  
ております。

さらに、救急搬送の遅延ですが、原告側は、救急の要請まで 2 時間半を要した  
というところを問題にしておりますが、県側としては、原告の呼吸が安定し、直  
ちに病院に搬送する緊急性はなかったと、そのような判断は適切なものであった  
と考えて対処しているというところです。

また、主要な論点のもう一つは、顧問教諭がとった措置と原告生徒の後遺障害  
との因果関係の有無ということですが、原告側は顧問教諭の誤った措置や医療機  
関への搬送の遅れから生徒が遅発性低酸素脳症を生じ、後遺障害が残ったとして  
おりますが、県側としては、この両者の因果関係の間には明確な根拠というのが  
乏しく、その因果関係は不明であると主張しているわけです。

高橋（稔）委員

今の説明を伺ってしまして、もう少し救急搬送が短時間で行われたならば、違  
う結果になったのかなというところを素人的に考えてしまうのですが、この事故  
発生から救急車を呼ぶまでなぜ 2 時間半も要したのか伺っておきたいと思いま  
す。

学校支援課長

この教諭がとったペーパーバッグ法による応急措置をとりました後、原告生徒  
の呼吸の状態は落ち着いていました。そのため、直ちに病院に搬送するほどの緊  
急性はないものと判断し、原告生徒を柔剣道場の畳の上に移動し、安静にさせ、  
経過観察をしておりました。そして、その後、1 時間経過しても原告生徒が起き

なかったので、顧問教諭は回復までに時間がかかると判断をいたしまして、保護者への連絡をするように担任教諭に依頼をしました。そして、保護者の到着を待つ間、5時20分頃になりまして本人が目を覚まして、視覚の不調等を訴えたところです。そして、6時頃、原告生徒を学校に迎えにやってきた母親の要請で救急車を要請したと、こういった経緯がございまして、要は顧問教諭が容体が安定したということで救急車を要請しなかったということです。

高橋（稔）委員

顧問教諭という方の知識というか、その救護に関するレベルがどういう経験を有していてどの程度の方か、なかなか分からないのですが、ペーパーバッグ法、そういったことも処して、そういう経過でこういう状況を迎えてしまったということなのでしょうが、特に裁判所もその顧問教諭の処置と原告生徒の後遺症の因果関係については、どう見定めるか、苦慮されているところもあるのではないかなと思うんですが、この辺のところと今回裁判所から8,000万円の和解金額が提示されているわけですが、これらについて裁判所が算定方法等についても、トータルでどんな考えに至っているのか、併せて伺っておきたいと思います。

学校支援課長

今回和解が裁判所の方から提示をされましたわけですが、この和解額の算定方法については、県の顧問弁護士を通じて裁判所から、搬送の判断、算定の根拠等について聴取したところです。その弁護士の話によりますと、まず裁判所は、原告生徒本人の損害額と原告両親の慰謝料等に相当する損害額の合計を損害額として算出したしまして、因果関係が確定的でないこと、それから当該教諭の行為から、純粋に部員である原告生徒の救護を目的に行われたものであるということに鑑みて、この損害額について7割程度に減額をして算定されたところです。

これに加えまして、裁判所は、同じようにこの点に鑑みまして、今回5%で算定されます遅延損害金についても3%に減額して算定したところです。こうして算定した損害額と遅延損害金を合算し、端数を切り捨てまして今回は8,000万円という和解金の提案に至ったというふうに聞いております。

高橋（稔）委員

これまでも不幸なことに、この種の事故等の賠償事件というのはあったように伺っていますが、今回のこの元石川高校の事故と大いに違う点はどこなんでしょうか。金額の多寡もそうでしょうが、特にこの元石川高校のこの事案のこれまでのケースと違うところは何か把握していらっしゃいますか。

学校支援課長

これまでの部活動の訴訟事案との相違点ということで申し上げますと、まず一つ、一番大きな点は、この事故が平成8年の事故ということで、かなり訴訟に至るまでの時間を経過しております。そのために遅延損害金という部分が利息の関係ですが、かなり高額になったということで、損害金の元本だけで考えますと、今回の8,000万円程度に照らしてみると、その6割程度が元本になるかと思いますが、そういう古い事案であるということゆえに、金額が高い数字になったとい

うことはございます。

高橋（稔）委員

この重篤な後遺症が残ってしまった原告生徒については、これからの生活が御両親も含めて大変苦勞されることは大変心が痛むのですが、こういった事故がどうすれば防げるかということは、やはり並行して考え尽くしていかなくてはならないと思うんですね。

損害賠償に陥ったり、また和解金で解決したりと、こういうことは事の経過がそういう結論に至る場合もあるでしょうが、やはり本質的にはもう二度とこういっただけで済むようにやはり対応策を考えていかなければいけない。

このことがやはり個々のケースは違うでしょうが、どうしたら未然に防げるかということの御報告をこれから頂けるように、是非構築していただきたいと思うのですが、8,000万円という和解金額ですが、その他、独立行政法人日本スポーツ振興センターなどからも、今回の事案については、それ相当の見舞金と医療費等の支給、こういったことがなされていると思いますが、その辺のことについても簡単に伺っておきたいと思えます。

学校支援課長

高橋委員から御指摘のとおり、今回の元石川の案件についても、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、障害見舞金として、これは平成20年に症状が固定した後ですが、1,700万円の障害見舞金が支給をされております。この障害見舞金については、和解金額を算定する際にはその中から控除するということになります。また、原告にはこの他にも、当該センターから医療費が支給されております。

また、それ以外の給付金ということで、財団法人神奈川県高等学校安全振興会から、負傷見舞金と障害見舞金が支給されております。それから、神奈川県高等学校体育連盟からも傷病見舞金、障害見舞金が支給されておるところです。大変恐縮ですが、額について、詳細な金額については、個人情報関係もありますので、控えさせていただきたいと思えますが、支給状況は以上のとおりです。

高橋（稔）委員

過日の他の委員の質疑でも、保険契約についてはここで停止しているというお話がありましたが、本来こういった事案がないことが一番なわけですし、しかし過去10年間ぐらい遡ってみますと、こういった事案が結構あることも事実ですので、過去10年間ぐらい振り返って、日本スポーツ振興センターの見舞金が支払われたケースがどのくらいあるのか、確認させていただきます。

学校支援課長

過去10年間でこういった部活動事故などで訴訟に至ったケースで、日本スポーツ振興センターの見舞金が支払われたケースということでお答えさせていただきたいと思えますが、この元石川高校の事案の他に、10年間で5件ございます。この5件のうち、1件は横浜市立の中学校の事案でございます。この件については、賠償金等の支払いを全額横浜市が行っております関係で、こういった寄附金の支払い状況については把握しておりませんが、残りの4件は、県立学校の事案

でございます、この4件の事案については日本スポーツ振興センターの見舞金が全て支給されており、合計額としては1億1,000万円という形になります。

高橋（稔）委員

そういった意味では、日本スポーツ振興センター及び本県の高等学校安全振興会、こういったところは余り活用されてほしくないのですが、しかしなくてはならない存在でもあるという認識をしているのですが、こういうことが損害賠償、債務というか、そういった和解金なりそういったことで事案が上がってくるということは、私どももしっかり審議させていただくのですが、どう未然に事故を防止できるか、これはスポーツ関係、顧問もそういった方々が萎縮してはなりません、やはりどう未然に事故を防げるかということに心を砕いていただきたい。

その報告といいますか対応策ですね。剣道、柔道、特にこういったところでは事故の発生率が高いわけですが、昨今はそういう予期せぬ事故が発生するということもあろうかと思しますので、この辺について、教育委員会として今回の事案などを含めて、例えば徹底的にヒヤリハットといいますか、そういう学校内における事故のいわゆる未発生に向けての安全対策、こういったところをどういうふうに考えてられるのか。この和解金の報告もさることながら、一番伺いたいのは、そこなんですよ。

この事案も大事です。本当に一人の生徒の生涯が高次機能障害を負って過ごされていくわけですが、学校、教育委員会としてどういうふうに今後考えていこうとされるのか、その報告をやはり私どもはしっかり妥当なものなのかどうなのか、せん越ですが、受け止めていかなくてはならないと、こんなふうに思うのですが、御見解を伺っておきます。

保健体育課長

委員おっしゃいましたとおり、教員が部活動指導、あるいは体育の指導、こういったところで様々な指導をしている中で、正しい知識を身に付けること、それが事故を未然に防ぐことにつながるということが一つ、また事故が発生した場合でも、適切かつ迅速な対応をして事故の被害を最小限にとどめることができる。こうした点について、日頃から取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

そのため、例えば事故防止に関わるハンドブックを出しております。また、事故防止研修会を開催したと。あるいは心肺そ生法とかAEDの取組訓練、こういったものも行ってございまして、教員が正しい知識を身に付けて自信を持って行動できるように努めているところです。

また、年度当初あるいはこういった事故が発生した段階、こういったところは改めて注意喚起と意識啓発も図っているところでもあります。不十分な点があるとするれば、また今後その点を充実してまいりたいと、そのように考えているところでもあります。

高橋（稔）委員

多分それらのことはこれまでもやっけてこられたと。今私が申し上げているのは、

この10年間で5件損害賠償請求に至る、こういった事案が起こっている。これについては、やはり神奈川県がこれからスポーツ振興ということのアスリートも育てていく、また教育の一環としてそういったことに重きを置いていくということで、やはりこれまでにない視点というかこういったことを考えていくべきではないかなと、こういうことなんです。

だから、今おっしゃったことは十分やっただいて、それはそれでももちろん大事なことです。そこをどういうふう考え尽くしていくのか、その方向性があれば伺っておきたいと申し上げたわけですがいかがでしょうか。

教育局副局長

今の御指摘は、本当に大事な視点だと思っています。

これは、やはり今保健体育課長が答弁したことは当然でございます。やはり我々学校現場の実際の指導の内容をしっかりと把握して、学校現場と要は学校を預かる校長、こういった現場の状況をしっかりと把握した中で、現場と協力した話し合いをした中での解決方策、それを協議していく必要があると思っています。

学校校長会議とか定期的なそういった会議も設けておりますので、真剣に議論をし、すぐに結論はなかなか難しい問題でありますので、出るとは限りませんが、そういった問題意識をまずは共通の認識を持った上で議論をし、できる限り早い時期にこういった対応が一番良いのかと、むしろ問題を深めてしっかりと検討してまいりたい。

それから、付け加えて言えば、私どもとにかく救急搬送、これはやっぱり学校が幾分か知識があろうと、やはりこれは専門家に任せるのがまずは第一と考えておりますので、こういった救急搬送についてはしっかりと学校指導をし、周知徹底していきたいと考えております。

高橋（稔）委員

とにかくやはり救急救命士というプロもいますし、そういった意味では速やかに対処する、そして隠すということはないでしょうが、何とか対応してしまうという、そういうものも芽生えかねない。やはりそういう意味では、いち早くどうしたらこの子の症状が本当に克服できるかということに、最大限腐心していただくということを強く求めておきたいと思えます。

次に、スポーツ関連でやはり補正予算がついていますが、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化の促進についてということなんです。これはあえて今回この3大学を指定して、この資料の中にあります事業を展開されていくわけですが、これは本来3033運動とかこれまで展開してきた県民の健康づくり、そういったものと何がどう違うのかということをも基本的なことなんです。教えていただきたい。

スポーツ課長

これまで神奈川県としまして、スポーツの健康の柱としてきたのが一つは3033運動です。これは、日頃なかなか運動する機会がない、時間がないと、こういった方たちが多くの中で、日々の生活の中にスポーツを取り入れるというようなこと

を改めて訴えるというような運動です。具体的には、1日30分、週3回、これを3箇月続ければ体が変わってくると、こういったような一つの思想みたいなお話で、これだけですと弱いものですから、県では県民スポーツ週間というのを、県内の市町村とも連携して実施しております。

具体的には、体育の日の前後1週間の期間、いろいろな各地でスポーツイベントを行いますので、そういったところに参加をしていただく。まずはこういったところできっかけをつくっていただいて、その中でこれを日常化するための3033運動というような、こういう一つの考え方で取り組んできた経緯がございます。

今回のこの事業ですが、文部科学省からの委託事業ということで応募をし、採択されたというような経過であります。狙いとするところは、やはりスポーツというものは地域と地域を結び付けるすばらしい作用を持っている。今何かと人間関係が希薄化しているとかいろいろ言われていますが、そうであればやっぱりスポーツというものを核にして、地域の活性化を図りたいと。そのための一つの方法としては、大学のスポーツ資源、そして大学にはスポーツに大変詳しいそういった専門の方々がたくさんいらっしゃいますので、そういったものを活用することによって実施できないかという、一つのモデル的な事業として文部科学省の方が予算を措置し、今回我々としても是非これを行いたいという、このような経過をたどっているということです。

高橋（稔）委員

事業内容としては、今おっしゃった地域の健康体力づくりというそういう側面もあれば、競技力向上とか、更に特化して、トップアスリートでも養成していくのかなと思わせるような競技になっていたり、非常に心躍るのですが、どういうふうに対象者、地域住民とか地域の中学生、高校生とか書いてあるんですが、今おっしゃった3033運動、今、文部科学省の委託事業ということなんですが、本当にこの事業を展開してきた上で本県のスポーツ施策がより一層あのかを起点に変わったと言われるような、そういうトレンドが築けるものなのかどうか、期待もしながら何点か伺っていきたい。

2020年東京オリンピックが決定いたしました。

ただいま第68回国体が開催されていますね。本県でも、県立岸根高校の選手が国体でも頑張ってみたり、先日は世界選手権ですか、やはり岸根高校の選手が良い成績を出してみたり、世界に誇る白井さんがネーミングまでされてしまうという快挙をなし遂げているわけですが、そういった意味では、この本県のトップアスリートの育成というのは非常に注目されていると思うのですが、そこで今回、こういったスポーツを通じたコミュニティの活性化とこういう事業も展開されていくわけですが、こういったことを併せて総合的に本県ではどういうふうと考えていくのかなという視点に立ちまして、何点か伺いたいと思いますが、まず、本県ではどのような考え方でトップアスリートを育成していこうと考えているのか確認させてください。

スポーツ課長

本県のスポーツ振興指針、アクティブかながわ・スポーツビジョンと申しますが、こちらの中でトップアスリートの育成強化というものを掲げております。方向性としては、やはりジュニア期からの育成が非常に大事ですので、ジュニア期からの一貫指導体制の推進による育成への支援、あるいはトップアスリートの方が地域スポーツの場においても活躍できるような体制づくりといったものを検討するということとしております。

こういったことで、達成したい目標としては、やはり基本的には国民体育大会での好成績ということで、具体的には天皇杯での入賞というものをまずは狙いとしています。その他、各種競技においても本県選手の全国優勝あるいは国際大会で優勝と、そういったものを実現したいというものがそもそもの考え方です。

高橋（稔）委員

アクティブかながわ・スポーツビジョンを拝見しましたが、トップアスリートの育成強化ということが、うたわれているわけですし、施策の方向性、施策の考え方等が示されているんですが、トップアスリートを支援する事業として本県では具体的にどういうものがあるのでしょうか。

スポーツ課長

県では、そういった育成支援のために、一つは県の体育協会を通じての競技力向上対策というものがございます。それと、やはり裾野を広げるという意味での総合型地域スポーツクラブの育成支援、あるいは全国大会で優勝した選手の方に対する神奈川県スポーツ優秀選手賞表彰です。こういったものを実施しております。

このうち、何といっても直接的な支援策としては、県の体育協会を通じて体育協会に加盟している競技団体が行う育成強化事業に対して、県として応分の負担を行いながら育成に取り組んでいるということです。

高橋（稔）委員

2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向けて選手の強化策、こういったこともしっかり取り組んでいただきたいわけですが、今後どういう方向性で取り組んでいかれるのか、もし考えがあれば伺っておきます。

スポーツ課長

7年後の東京でのオリンピック・パラリンピックに向けまして、選手養成、強化策というのがこれは日本中、国レベルで当然今議論されているということですし、基本的にはスポーツ基本法の中では、国がオリンピックをはじめとした競技の場で活躍できるような優秀なスポーツ選手の育成などに対して環境整備、あるいは必要な施策を講じるということとされております。

既に文部科学省では、9月10日に文部科学大臣を本部長とする五輪準備本部というものも設置したというような報道もなされておりました。また、文部科学省の来年度の予算要求の概要を見ますと、2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト、こういったものも実施することで、金メダル数も世界3位から5位を目

指すと、このようなことがうたわれております。今正に様々な動きが始まったということです。動向には十分注視してまいりたいと思いますが、詳細についてはまだ連絡会では明らかになっていないというように承知しております。

高橋（稔）委員

今、答弁でターゲットエイジというフレーズが出ましたが、正にターゲットエイジ、ゴールデンエイジと言われているのですが、ゴールデンエイジって御存じでしょうか。

スポーツ課長

小学校の4年生から6年生辺りではないかと承知しております。

高橋（稔）委員

そのとおりです。9歳から12歳までをゴールデンエイジと言われていて、これが、スポーツの脳神経の発達が完成に近づいていく上で大変重要なゴールデンエイジだと言われて、今ターゲットエイジという言葉が出たんですが、これ実は取り組んでいる他府県がありまして、ゴールデンエイジ発掘、育成そしてパスウェイという3ステージなんですね。発掘、育成ではないんですよ。さらにパスウェイ、活かす。どうやって最大限に才能をいかしきるか、こういうプログラミングをしている県があるんですが、御存じですか。

スポーツ課長

埼玉県で、彩の国プラチナキッズという事業を実施していると承知しております。

高橋（稔）委員

埼玉県で、2年前から進んでいるんですよ。この岸根高校の白井さんみたいな成績は出ていないのですが、ゴールデンエイジでターゲットを定めて育成事業を始めているというふうに私も伺いました。これは、今文部科学省の方向性を示していただきましたが、これから何か出てくるという待ちの姿勢ではなくて、申し上げたいのは、やはりスポーツ課長の頭の中に、心の中に既にあるわけですから、これどんどん消化していくことが大事ではないかなというふうに思うんですね。この辺のところは先駆けて、次の戦略、いろいろな施策展開につながってくるかなと、こういうふうに思うんですが、お考えがあれば伺っておきます。

スポーツ課長

先ほども少し国の動向を申し上げましたが、具体的にはもう少し中身がある話がありまして、例えば大学とか都道府県、体育協会、競技団体が連携して構成する組織体によって、そういったジュニアの有望な選手を発掘する。そこで発掘したものをナショナルトレーニングセンターですとか、そういった地方の競技団体につなげていくというような構想もあるように聞いておりますので、この辺のところ注目して、本県としてもどのような手ができるのか、参加できるのかも含めた検討をさせていただきたいと思います。

高橋（稔）委員

この文部科学省で2020年スポーツ戦略プラン、概算要求でも26億円以上のこ



のスポーツ戦略プランだけで予算要求をしていますが、今おっしゃったタレント発掘・育成コンソーシアム構想とかですね、今正におっしゃったナショナルトレーニングセンターですか、そういったところへの展開ですか、こういったことが計画されているんですが、やはり国や日本オリンピック委員会で行う選手強化策に、本県としてどれだけ前向きに関わっていこうとするのか、この辺のところをもう一步深く伺っておきたいと思います。

スポーツ課長

現在、県体育協会を通じて行っています競技力向上対策の中で、特徴的なものを一つ申し上げますと、やはり将来性のあるジュニア選手が、進学などによって指導者あるいは練習拠点が変わって、そこで少し止まってしまうということもあります。こういったやっぱり一貫指導を受けられる環境を整えるということが非常に大切ですので、今、先ほど申し上げました競技力向上対策の中で、一貫指導体制推進モデル事業というものを実施しているところです。これまで平成12年度から行ってまして、14の競技でそういった基本技術や指導方法をまとめたそういったマニュアルなども作成して活用しているところです。こういったこれまでの事業も競技力向上に非常に役立つものがございますので、新しい動きの中でこういったものができるのかということを考えていきたいと思います。

高橋（稔）委員

白井選手、それから同じく県立岸根高校の古賀選手と本当に有力な彼らだけに限らず、まだ潜在的なポテンシャルを持っている方もいらっしゃると思うのですが、そういう一貫指導、育成の中で、今何人ぐらいノミネートされているものでしょうか。14種目でどういう具体的にもう少し内容が分かれば伺っておきたいんですが。

スポーツ課長

今、行っている一貫指導が、平成24年度から26年度の3箇年でアーチェリーとカヌーというものをターゲットとして一貫指導体制のモデル事業を行っております。例えばアーチェリーですと、非常に人数は少ないのですが、中学生、高校生、各10人、選抜された選手を対象に行っているところです。また、カヌーについては、中学生、高校生合わせて40人程度で選抜された選手を対象にそういった催し物に取り組んでいる。これが今の現状ですが、そういった状況がございます。

高橋（稔）委員

話は変わるのですが、今回の指定管理者の一括募集で、スポーツ施設が相模湖漕艇場等、これから指定管理5年間で出されるわけですが、ちょうど指定募集期間が2015年4月1日から2020年3月末で終わってしまうんですね。東京オリンピックとかパラリンピックで全く期間的には意識していないのかなという思いもするんですが、いや、そんなことないと、十分東京オリンピック・パラリンピック、もしかしたら練習会場として使ってもらうことも想定した上でのこの指定期間設定になるんだという、この辺の考え方はどうなんでしょうか。

スポーツ課長

その点について今特に強く意識しているということではございませんが、この指定期間の中で何かそういった動きがあれば、当然指定管理者の方とも話し合っ  
て、必要な整備をするとかそういったことの対応は十分可能ではないかと思っ  
ております。

高橋（稔）委員

是非、せつかくの施設ですから、オリンピック開催年の3月末で指定期間が終  
わってしまうというのも、どういうふう施策を連携させていくのかなと素朴に  
感じたものですから、工夫が必要ならばしていただきたいと申し上げておきたい  
と思います。

そういった意味で、本県におけるスポーツ施設も幾つかありまして、そういっ  
た環境の中で本県で生まれ育ったトップアスリートをしっかり育成していくこと  
は、特にスポーツを通してこれから大いに文部科学省の委託事業等も通して、県  
民の健康はもちろん、アスリートの育成ということを目指す上で、本県の一層の  
取組を強化していくべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

スポーツ課長

やはりオリンピック・パラリンピックの東京開催ということがここでまとまり  
まして、これは全国民が待ち望んだものであり、こうしたことを契機に国民のス  
ポーツに対する関心、興味はこれまで以上に当然高まってくるもので、今国体が  
東京で開催されておりますが、やはり例年になく皆さん、足を運ぶ方が多いと聞  
いております。そういった中で、是非神奈川県としても今後お隣であるわけです  
から、競技力も十分含めまして、これから正に考えていかなければいけないと思  
っておりますが、是非積極的な取組をしていきたいと考えています。

高橋（稔）委員

是非、白井さんにこだわるわけではないですが、こういうスポーツを通して良  
い成績を出された方は、これまでもやっていらっしゃると思いますが、大いに検  
証してあげて、こういういち早い反応が大事だと思いますね。しばらくたってか  
ら、どこか先に検証してしまってからやるよりも、やっぱりすぐ打って響くとい  
うか、こういうのが必要ではないかなと思うのですが、これは意見として申し上  
げておきたいなと思います。

次に、県立横浜明朋高等学校について何点か伺っておきたいと思います。

同様の相模向陽館高校がこれまでも設置されておりますが、非常に人気のある相  
模向陽館でしたが、確認ですが、入試倍率はどのくらいだったのでしょうか。

高校教育企画課長

お尋ねの相模向陽館高校の入学選抜において今までの競争率をお答えいたし  
ます。

相模向陽館高校の競争率については、開校いたしました平成22年度ですが、当  
時は前期選抜と後期選抜がございましたので、それぞれお答えをいたします。

平成22年度前期選抜におきましては、合格発表時の競争率は午前部において

4.63倍です。午後部においては1.86倍となっております。なお、後期選抜におきましては、午前部が1.87倍です。午後部は1.33倍となっております。

平成23年度については、前期選抜午前部が先ほどと同じベースで申し上げますと3.40倍、後期選抜におきましては2.0倍、午後部におきましては、前期が2.16倍、後期が1.42倍。

平成24年度選抜におきましては、午前部が前期選抜で3.69倍、後期選抜が1.95倍です。午後部ですが、前期選抜が2.37倍、後期が1.58倍です。

平成25年度の入学選抜におきましては、共通選抜1本になり、午前部が1.69倍、午後部が1.05倍となっております。

高橋（稔）委員

この今回の県立横浜明朋高校は、今御報告を頂きました相模向陽館高校に続いて2校目の多部制定時制高校ということでありまして、非常に注目される学校になるかなと期待しているのですが、もう開校まであと半年ということになりまして、入学希望者もどのぐらいの高倍率になるかなと非常に関心を寄せているのではないかと思うところです。

そこで何点か伺っていきたいと思いますが、今回の新校のコンセプト、設置コンセプトに、学校と地域との連携というのが挙げられていますが、地域との協働を意識した教育展開について具体的にどのようにお考えなのか、伺っておきます。

高校教育企画課長

学校と地域との連携については、新校が設置されます港南台地域には、港南台地域ケアプラザなどの福祉施設がございます。また、保育園もございますし、さらに幼稚園、小中学校、特別支援学校、さらに保育科がある短期大学など教育機関があることから、新校の教育課程におきましては、福祉や子供の発達に関する学び、こういったものを取り入れ、体験的な活動や相互連携が可能な学習の場の設定というものを考えているところです。

また、地域の方々に関わりを体験する学びであるとか、地域の自然や歴史と触れ合う学び、こういった科目を設定いたしまして、地域の方々に社会人講師として授業を支援していただくとか、あるいは生徒が地域を理解し、地域の方々のつながりを持てるような学びの場の設定を行っていくこととしております。

さらに、総合的な学習の時間では、地元商店会や企業等にインターンシップに生徒が行くことを受け入れていただいたり、あるいは講演において地元の方の講師をお招きするなど、生徒の社会的な自立に向けた体験活動の場の設定をしています。

これらのことについては、学校が一方的に地域の方をお願いをするというだけではなく、今後将来的にはその新校の教員のスキルを生かした講座の設定を行うなど、地域の方々が学校で学んでいただけるような体験づくりにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

高橋（稔）委員

この学校と地域の関わりですが、そういったところは非常に腐心していただい

ているなというのが分かるのですが、今回、学校と地域の協働を行うという意味で、地域協働協議会というのを設置していただいたというふうに、これまでの報告で承知していますが、こういったことをこれまで具体的に検討して、どういうことが整いつつあるのか確認をさせていただきます。

高校教育企画課長

まず、地域協働協議会については、学校の施設を活用した生徒と地域の方々との連携の事業、地域でのインターンシップやボランティア活動に生徒が行かせていただく、そういった場の設定であるとか、あるいは地域の方々による生徒の学習支援をしていただく、あるいは生活指導の支援をしていただくというようなことについての企画、こういったことを協議会で話し合いいただく。あるいは、その結果を受けて学校が調整を受けて地域に開かれた学校づくりをしていくというための組織です。

現在、協議会では、既に2回を開催しております。

第1回目は、6月5日に協議会を開催いたしました。協議会の設置趣旨などについて御説明を申し上げ、質疑応答を行ったところです。その際、委員の方からは、協議会での検討事項について要望を伺ったところです。

第2回目は、9月9日に行われまして、協議会の所掌事項について確認を行い、学校と地域の連携に係る取組例について御紹介をして、各委員の方々から具体的なアイデアを出していただくなどして、意見交換を行っている、こうした検討状況です。

高橋（稔）委員

地域協働協議会で、やはりしっかりと横浜明朋高校のこれから進むべき方向というのを受け止めながら、地域との関わりということではいろいろな要望も出ていらっしゃる。例えば学校行事への関わりですとか、また学校の持っている体育館ですとかそういった施設の利用等についても、地域開放的なことをお願いできないかとか、いろいろなことが出てくると思うのですが、それらについてもしっかりと遺漏ないように協議をしていただきたいと思います。

特に、さっきもおっしゃっていましたが、ここにはこれから横浜市がすぐ学校の前に重症心身障害児施設を造ったり、保育園も造ったり、福祉のそういう教育環境も整ってまいりますので、そういった学びの場もあるというふうに認識しますので、そういったところの話合いなども、横浜市とも進めていただくことを要望しておきたいと思っております。

少し戻りますが、先ほど倍率を伺ってしまして、相模向陽館高校の実績もあるので、横浜明朋高校、ゆっくり学んでいくスタイルということで、こういった形の教育環境を望む子たちも多いのではないかなと思うんですが、ふたをあけてみないと倍率というのはなかなか分からないとは思いますが、今、相模向陽館高校の実績、横浜、川崎方面から通っていらっしゃる、挑戦していらっしゃるということを考えますと、どのぐらいの応募倍率が予想されそうですか。

高校教育企画課長

まだ志願が始まっていない中で、そういった予測というようなことについては申し上げることは難しいというふうに思っておりますが、相模向陽館高校が開校いたしましたときにも、出身中学あるいは居住地別という違いがございますが、約 40 名程度が入学しているというデータがございます。現在においても、約 60 名の生徒が入学しているというデータもございますので、そういった方々が地域バランスの中でより近い明朋高校を志願してくるという可能性は、ポテンシャルというかそういったものが高いものと思っておりますので、希望的なところも含めまして競争率は1倍を上回っていただけるものかと考えて、今準備をしているところです。

高橋（稔）委員

定員は1クラス 35 名ですよ。トータル8クラスということで 280 名、1 学年 280 名です。この高校標準法では1クラス 40 名という、定時制に限っては 35 名ということになっていくわけですよ。これは標準法に基づいてということですか。

高校教育企画課長

高校の標準法におきましては 40 人が標準になっておりまして、これは定時制においても変わっていません。ただ、本県立高校の定時制におきましては、入学する生徒に今までの学習歴で様々な経過をたどった方、あるいは見直しをしたいといった考えでお入りになる方、そういう方がいらっしゃいます。そういった中で様々な入学者の方がいらっしゃる中で、あえて 35 人ということで今1学級を編制しているところです。

高橋（稔）委員

あえてというのがよく分からないのですが、要するに高校標準法で 40 名で、本県の場合はこれまで夜間の定時制 35 名でずっと来ているんですが、要するに何が言いたいかというと、あえてそうしているというところは、もう少し突っ込んで伺っておきたいんですが。

高校教育企画課長

今お答えを申し上げたところですが、やはり定時制に入学される生徒の多様性、そういったことに対してきめの細かい対応等を必要とする、そういったこともございますので、35 人1学級ということできめの細かい教育に努めているということです。

高橋（稔）委員

これまでもずっと見てみますと、そういう定員でやってきているのですが、相模向陽館高校では在県外国人等ということで、10 名ほど入学されていますが、今回の横浜明朋高校については、その考え方はないでしょうか。

高校教育企画課長

今回開校を目指しております横浜明朋高校については、そういった特別募集枠の設定については今のところ計画はございません。

高橋（稔）委員

これは、地域性もあるかもしれませんが、今後の応募状況を見たり、そういったことで幅広く、相模向陽館高校で行われているような在県外国人等という枠が必要になったら、柔軟に考えていくということによろしいでしょうか。

高校教育企画課長

先ほど委員御指摘もありましたように、地域性、それからその特別募集を行っている学校の全県の中での配置、そういったバランス等を考慮して、今後必要性を見て設定する場合ももちろんあるかと思えます。これについては、今後の入学者の実績等を見ながらそういったことも検討課題に上がってくる場合もあるかなというふうに感じております。

高橋（稔）委員

是非こういった地域協働協議会等を含めまして、新校ですのでいろいろな可能性を持っている高校だと思いますので、十分に持ち味を発揮できるように期待もしたいと思えますので、地元住民にしっかりそういった方向性も逐一示しながら、すばらしい高校を設立していただくように切に要望しておきたいと思えます。

アレルギー研修への取組について少し伺っておきたいと思えます。

過日、本会議で我が党の西村議員も取り上げたものですから、確認させていただきたいと思えますが、これまで教育委員会とこのNPO法人アレルギーを考える母の会は、5年間にわたってこのボランティア基金協働事業ということで、いろいろ協働作業をしてきたと思えますが、専門研修の実施状況とその成果について確認させてください。

保健体育課長

NPOとの協働事業における専門研修については、アナフィラキシー症状を持つ子供たちがいる学校の教職員はもちろん、それ以外の学校でも管理職、養護教諭、担任、栄養教諭、こうした幅広い職種の方々が参加しておりまして、延べ4,000名を超える参加実績となっております。

また、研修の受講者に対しましては、学校に戻って講師として校内研修に取り組んでもらうようお願いもしてございまして、今回の校内研修の充実策と合わせまして、より一層対策が進むものと考えてございまして。

なお、研修に精通したNPOと協働したことにより、定評のあるアレルギー専門医との関係が構築できたこと、またエピペン実習の手法などの効果的な研修方法についてこのノウハウも得られたことで、今回の新たな取組にもつなげられたものと、このように考えてございまして。

高橋（稔）委員

そういう専門研修というのは、非常に有意義だったろうというふうに思いますが、これから校内に帰ってその専門研修の成果を踏まえて、校内研修を一層充実させていかななくてはならないと思えますが、どのような効果を期待されているのか伺っておきます。

#### 保健体育課長

教職員は子供たちのアレルギー症状の状況を的確に判断して、自信を持ってエピペン<sup>®</sup>を打てることが必要でございまして、そのために校内研修により全ての教職員が同じレベルの知識を持って共通理解の下で役割を分担しながら対処することができるようにすることが重要です。

今回のこのマニュアルの作成、DVD、そしてエピペントレーナーというこの三つの取組は、こうした校内研修を充実するためのものでございまして、アレルギーに対する全校体制を整えるためのものと考えているところです。

#### 高橋（稔）委員

過日、他の委員からも指摘がありましたが、今おっしゃったエピペントレーナーの貸出しですね、そしてそういったものが学校に常備されていることが大事なかなというふうに思うのですが、教職員が日頃から練習を繰り返すことによって、スムーズにこのエピペンも使用ができるように、そういうことが大事だと思うのですが、この常備ということについて可能なかどうか、そして正に教職員が校内研修等を通じて、日頃から練習を繰り返すことができるのかどうかと。その環境が整うのかどうか、これについてももう一度確認させていただきたい。

#### 保健体育課長

学校での実習の効果を高めることで、エピペントレーナーを常備することにつながるものというふうに考えてございます。その製造元の製薬会社に対しまして、県の方へ贈与あるいは販売してほしい、また全校分の貸出しができないかというような協力をお願いしてまいりましたのですが、実際にはこのエピペントレーナーの贈与とか販売については、単なる医薬品として処方されるエピペンに付随するものだということで、現状の判断としては対応は非常に難しいというお答えでございました。

また、県への貸出しについても、現在の保有数に限りがございます、様々な研修に貸出しを行っているといった状況から、本県だけに大量の貸出しは難しいということでした。

引き続き御協力をお願いしてまいります、こうした状況を踏まえまして、現状で実施可能な方法として、少ないですが100本ばかりこのエピペントレーナーを年度末までの間お借りをいたしまして、各学校に貸出しをしていくということにしたところです。

#### 高橋（稔）委員

ですから、アレルギーを抱えている児童・生徒にとっては、御自分が処方されてエピペンとセットのエピペントレーナーを持っているわけですから、それを実際にいち早く打てるかどうか。エピペントレーナーの本数に限りがあって常備できないというのでしたら、角度を変えて、そのアレルギー症状のある子供に処方されたエピペンを、必ず打てるように教員が研修するわけですが、その関係の構築をやっておかないと、エピペントレーナーは数に限りがあります。そういう状況の中で、その児童・生徒とのエピペンを打てるという関係の構築、そののと

ころでどういうふうに苦勞していこうとされているのか、そこはどういうお考え  
なんですか。

保健体育課長

エピペンを処方されている児童・生徒がいる学校におきましては、今委員がお  
話のような対応を図りまして、その学校内でそういったトレーナーもお借りし  
ながら、保護者の理解も得ながら進めていくということは大変有意義であるとい  
うことだと思っております。

そういった処方された生徒がいないところについては、今お話ししたような形  
で、私どもの方で保管していかななくてはいけない部分もあると考えているところ  
であります。

高橋（稔）委員

食物アレルギーは、やはり小学校に入る前からの対応が必要だと。いわゆる保  
育園といったところの対応もしっかり把握しておかなければいけない。そこでの  
情報が小学校へ入ってくるときに、保育園、又は幼稚園から情報がきちんと小学  
校に入ってきているかどうか。そういったような保・小連携が一つの重要なところ  
ではないかと思うのですが、それらについてもスムーズに情報が把握できるよう  
に努めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

もう一つは救急隊員との情報の共有というか、この校内研修でDVDですとか  
それから緊急時対応マニュアルですとか、そういったもので研修してきても、な  
かなかエピペンを打つのにしゅん巡してしまう、または、戸惑う場合には、やは  
り救急隊との連携は欠かせないと思うのですが、5分以内が勝負だと言われてい  
るときに、救急隊員の要請までは待てないわけですから、やはり日頃から消防機  
関、こういった救急隊との連携、このことも図りながら学校内でしっかり研修を  
する。こちら辺についてはどういうお考えでしょうか。

保健体育課長

今委員お話しのと通りの救急隊と連携していくというのは大変重要なところで  
ございまして、救急要請するというのも学校の中での役割分担をきちんと構築し  
て取り組んでいくということにしてございます。

また、救急隊員の方にも、その児童・生徒の情報をあらかじめ提供しておく  
といったことも大事でございまして、そういったところについては、各市町村、教  
育委員会でも私どもの方からも依頼しているところでして、現在各市町村の取組  
状況ですが、既に11の教育委員会の方で保護者の同意をいただいた中で、例えば  
学校名とエピペンを処方された児童が何人いるかとか、あるいはもっと細かいア  
レルギーの症状まで情報提供しているといったような取組がございまして、アレ  
ルギーの児童・生徒の情報を消防と学校で共有しておくといった取組を進めてい  
るところです。

高橋（稔）委員

そういう学校と消防との連携、そして5分以内に対応しなければいけないとい  
うことを考えますと、学校でのしっかりした対応委員会の構築かなというふうに



思うのですが、1人の教員の方の判断で打つことに、いろいろ不慣れな場合に戸惑うということなどを回避するためには、関係する皆さんでの対応委員会なるものが必要なと思うのですが、例えば各学校に管理職、それから養護教諭、それから学級担任、それから栄養職員、いろいろな立場の方がいらっしゃいますが、こういった方々でこの食物アレルギー対応委員会、こういったものを各学校に設けておくべきではないかなと思います、お考えを伺っておきます。

保健体育課長

それについても、委員お話しのとおり大変重要な点だと考えています。委員会という形のきちんとしたものをつくるのか、あるいは事前にそういった学校内での役割分担を明確に定めておくのか、いずれにしてもそういったことは大変重要なことをごさいます、今回私どもが作成いたしましたマニュアル、そちらの方にはきちんと施設内での役割分担をするという、どういう役割分担をしたらいいのかという細かな指示まで掲載して、学校の方にこれからそういったことに努めていただくということです。

高橋（稔）委員

児童・生徒の命を尊重する教職員の皆さんですから、負担感とかそういう次元のことではなくて、どうしたら適切に対応できるかということを考えられる方が多いと思いますので、そのためにはやっぱり皆さんの知見を寄せ集めて、即座に対応できるような仕組みを教育委員会としてもしっかり促しておくべきではないかなと。今御答弁いただきましたので、一応理解をさせていただきますが、一層更にこういったNPO法人の新たな知見などもやはり皆さんで共有化していくことも大事なかなと。

悲しいかな、かながわボランティア活動推進基金 21 が、今年度で終了してしまうのですが、これで食物アレルギーの子たちはどうなっていくのかなと、本当に一層充実した施策展開を望まれるときでありますので、こういった基金は終了しますが、来年度アレルギー問題についてどのように取り組んでいくのか伺っておきたいと思います。

保健体育課長

研修については、本当にたくさんの方々に参加をいただきまして、今後も継続的な研修事業は必要であるというふうに認識しているところです。来年度については、今の段階では、ぜんそくなどの病気の予防事業を行っている環境省の所管団体がございまして、独立行政法人環境再生保全機構というところですが、そちらの助成制度を受けまして、原資を継続してやるということで、教育委員会、保健福祉局、県民局、そしてまた今お話がありましたNPO法人等の御協力も得ながら、これまでに築いてきたこの連携の枠組みを大切にしながら研修事業を継続してまいりたいと、このように考えております。

高橋（稔）委員

是非そういった研修については、継続的に取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

また、食物アレルギーが増えて、アナフィラキシーショックの症例も増加しているということがクローズアップされていますので、今後は経口免疫療法とかいう処方で、常にアレルギー反応を起こす食べ物を微量に接種していくことから、アレルギー症状の子の反応が起こらないような体質をつくり上げていくというか、そういうことも研究されていると聞きますので、教育委員会のみならず、様々なクロス・ファンクションで政策的に取り組んでいくことなども提案しておきたいと思っております。